

PTS信用取引検討会 報告書の概要について

平成30年6月

PTS信用取引検討会

「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告～国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について～」

(平成28年12月22日)

第4章 市場間競争と取引所外の取引【抜萃】

2. PTSにおける信用取引

上記の問題が解決されるよう、例えば、以下のような形で適切なスキームが構築された場合には、PTSにおける信用取引を認めることも考えられる。

- ・PTSを提供する業者自身やそのグループ会社等が実質的な資金・株券の提供者とならないなど、利益相反の防止の観点から適切な措置が講じられていること
- ・自主規制機能については、信用取引について過当投機といった弊害を可能な限り排除する観点から、取引所において、①信用取引残高の集計・報告、②信用取引に係る規制措置（日々公表銘柄の指定・信用取引残高の日々公表、委託保証金率の引上げ、信用取引の制限・停止等）、③取引参加者の上記措置の遵守状況の調査・処分等の対応が行われているところ、PTSの信用取引についても、これと同等の措置が講じられること

平成29年2月 「PTS信用取引検討会」を設置

平成29年6月 「第一次報告書」取りまとめ

- 
- ① PTSにおける信用取引導入に向けた信用取引残高等の集計・報告
 - ② 信用取引に係る規制措置に関する関係者間における連携のあり方
 - ③ PTSにおける信用取引に係る規制措置の内容について
 - ④ 自主規制規則による対応について



引き続き、証券金融会社を利用したPTS信用取引のスキームについて検討

2. 検討にあたって

3. 検討結果（1）①PTS信用取引のスキームに係る考え方



検討にあたって

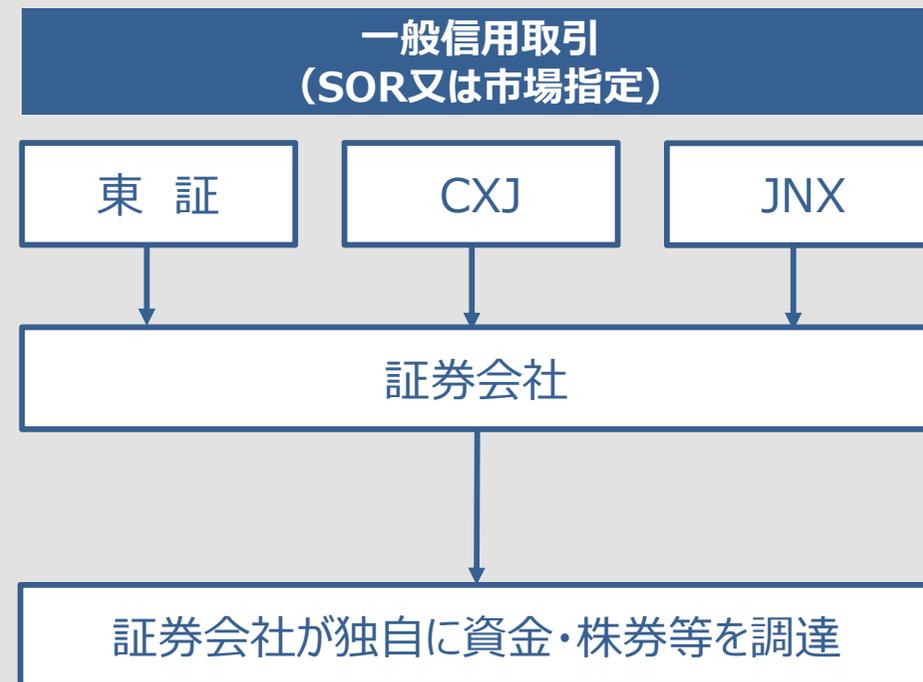
- 取引所の立会売買時間外である夜間の信用取引については本検討会での議論の対象としない
 - 利益相反の問題に関しては、個別性が強く、個別に行政当局と協議すべき性格のものであることから、本検討会での議論の対象としない
- これらを前提に、PTS信用取引のスキームと懸念事項の解消、関係者対応について検討を行った

検討結果（1） スキームの考え方

- 取引所の信用取引と同等の制度設計を目指す
- 投資者及び証券会社にとって利用しやすく、分かりやすい制度とする
- 既存の制度信用取引（貸借取引）の投資者及び証券会社の利便性に配慮した制度とする

3. 検討結果

(1) ②PTS信用取引のスキームについて



※ 品貸料は東証分とPTS分は同一とする。

3. 検討結果

(1) ②PTS信用取引のスキームに係る前提

① PTS信用取引の参加者

- PTS信用取引を取り扱う証券会社は、全て東証の取引参加者とする

② PTS信用取引の種類

- 東証と同様に制度信用取引と一般信用取引の区分を設ける
 - PTSにおける制度信用取引の対象銘柄は、東証における制度信用銘柄のうちPTS運営会社が選定し、かつ、日証金が合意した銘柄とする
 - PTSにおける制度信用取引の品貸料及び弁済の繰越期限は東証と同じとする

③ PTS信用取引における貸借取引

- 貸借取引の利用を可能とする
 - PTSにおける貸借取引の対象銘柄は、東証における貸借銘柄のうちPTS運営会社が選定し、かつ、日証金が合意した銘柄とする
 - 貸借取引の金利及び貸株料は、東証と同じとする

④ PTS信用取引における取引時間

- 取引時間は東証における立会時間（9時00分～11時30分、12時30分～15時00分）とする※

※ 立会時間外におけるPTS信用取引の実施については、日証金による申込制限措置等の実効性等の懸念から避けるべきとの結論。

⑤ 他市場決済の可否

- 他市場決済を可能とする

3. 検討結果

(2) スキームに係る留意事項について

① 貸借取引の品貸料の高騰等による投資者等への影響に対する懸念について

□ 日証金における対応策

- ✓ PTS運営会社等との情報連携と需給管理モニタリングを通じた、適切な申込制限措置等の実施

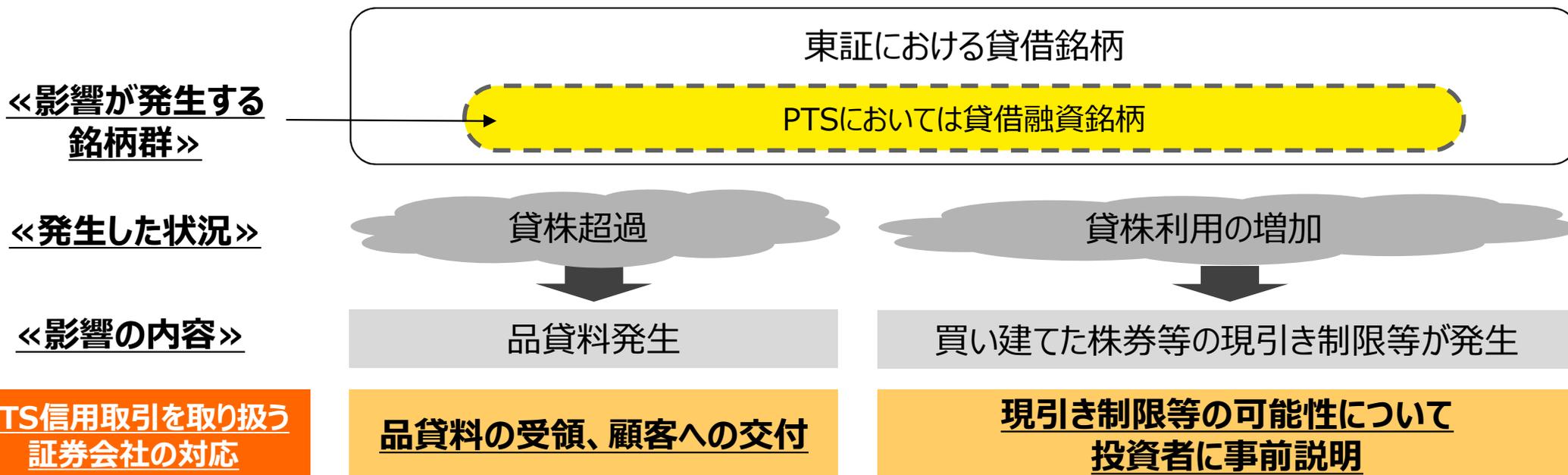
□ PTS運営会社における対応策

- ✓ 日証金が注意喚起通知を行った銘柄について、PTS運営会社が独自に信用取引の制限等

□ その他の対応策

- ✓ 一定の傾向や特徴を有する銘柄についてのPTS信用取引の貸借銘柄の制限
- ✓ 証券会社による自己融資分の追加申込みや品貸入札による日証金の需給管理への協力

② 取引所とPTSにおける貸借銘柄の選定の違いによる事務フロー等への影響について



3. 検討結果

(2) スキームに係る留意事項について

③ 取引参加者である証券会社の市場毎の相互保証と貸借申込について

□ 現在の制度信用取引では…

- ✓ 取引参加証券会社が破たんし、日証金の債権回収によっても回収不能額が発生した場合、他の取引参加証券会社が損失を負担する契約を日証金との間で締結（＝相互保証）

➔ PTS信用取引開始後…

- ✓ PTS信用取引を取り扱う東証取引参加者が、PTS信用取引の残高も、まとめて東証分として貸借申込みを行った後に破たんし、日証金の債権回収によっても回収不能額が発生した場合 東証の取引参加者である証券会社（PTS信用取引を取り扱わない証券会社を含む。）がPTS信用取引で行われた残高分の損失も負担することになる

対応策

現状における証券会社における対応

- 証券会社における市場別の制度信用取引残高（貸借取引残高）を適確に管理する態勢の整備
- 日証金による取引参加者からの買付株券等又は売付代金に加え貸借担保金の受入れ

今後追加的に必要と考えられる対応

- 市場毎の制度信用取引残高を上限として貸借申込を行う取扱いの徹底
- 東証と同様、PTS毎に取引参加者との間で相互保証の契約の締結

3. 検討結果

(4) 実施までに必要な対応



① PTS運営会社における規約等の制定及び一部改正等

- PTS信用取引を取り扱うための規約等の制定及び一部改正
- 規約等に沿った信用取引が行われるよう実効性のある管理を行い得る態勢の構築

② 法令及び監督指針の一部改正の要請

- 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」(PTSによる信用取引禁止)の一部改正を当局に要請
- 金商法関連府令(信用取引の定義)の一部改正等の対応を当局に要請

③ 日証金に関連する規程等の一部改正等

- 日証金における「貸借取引貸出規程」の一部改正(貸借取引の定義)
- 法令等の一部改正の対応を当局に要請(日証金保有の本担保株券等を法令等の保有制限から除外)

④ 日証協における自主規制規則の一部改正

- 日証協自主規制規則の一部改正
 - PTSによる信用取引の禁止規定の見直し
 - PTS信用取引のスキームの主要部分等を規定化

⑤ 投資者への交付書面の一部改定

- 「信用取引口座設定約諾書」、「契約締結前交付書面」の一部改定

※ PTS信用取引の導入後、規制環境の変化や取引状況等に鑑み、PTS信用取引のスキーム及び規制等の見直しが必要となった場合等には、改めて市場関係者において検討を行うべき。